

やわたはま応援隊登録要綱

〔平成26年5月26日〕
制 定

(設置)

第1条 八幡浜市（以下「市」という。）は、市の知名度向上、観光振興等を図るため、市を応援していただける方によるやわたはま応援隊（以下「応援隊」という。）を設置する。

(役割)

第2条 応援隊は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の情報を発信・周知し、市の知名度向上及び市のイメージアップを図ること。
- (2) 市への観光客及びイベント等への参加者の増加を図ること。
- (3) 自治体、企業等の連携の可能性について、市に助言すること。
- (4) 市の観光振興等に関し、市に助言、提言等を行うこと。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(登録要件)

第3条 応援隊の隊員（以下「応援隊員」という。）として登録できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市外に居住している市出身者又は市にゆかりがある者で、かつ、第1条に規定する目的を達成する意思を有し、申し出のあった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(登録)

第4条 応援隊員の登録を希望する者は、やわたはま応援隊登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、認定又は不認定の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定において、認定の決定をしたときは、やわたはま応援隊登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

(任期等)

第5条 応援隊員の任期は、登録証を交付した日から辞退の申出があった日又は

次項の規定に基づき登録を取消した日までとする。

2 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、応援隊員の登録を取り消すことができる。

(1) 応援隊員として相応しくない行為があったとき。

(2) 応援隊員の所在が不明となったとき。

(報酬等)

第6条 応援隊員に対する報酬は、支給しない。ただし、市長は、第2条に掲げる役割の遂行を支援するために必要と認めるものを、応援隊員に提供することができる。

(責任)

第7条 応援隊員は、第2条に掲げる役割の範囲を逸脱すること等によって、第三者に損害を与えてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。